空き家バンクで福祉のまちづくりを考える会会則

（名称）

　　第１条　この会は、空き家バンクで福祉のまちづくりを考える会という。

（目的）

　　第２条　この会は、空き家を地域の資産として活用することによって、地域

　　　　　　の福祉のまちづくりに寄与することを目的とする。

（事業）

　　第３条　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

　　　　　　⑴福祉のまちづくりに供する空き家の情報提供。

　　　　　　⑵福祉のまちづくりを考える起業者との連携調整。

　　　　　　⑶空き家管理に関すること。

　　　　　　⑷その他目的達成に必要な事業

（事業所）

　　第４条　この会は、事務所をコミュニティはうすTSUDOI内に置く。

（組織）

　　第５条　この会は、第２条の目的に賛同する個人又は団体を以て組織する。

（役員）

第６条　この会に次の役員を置く。

(1)会長　　1名

(2)副会長　2名

(3)会計　　1名

(4)理事　若干名

(5)監事　　2名

　　　　　２　役員は、総会において選任する。

　　　　　３　役員の任期は２年とする、ただし、再任を妨げない。尚、設立総会

　　　　　　　において選任された役員は、平成２５年２月２２日から平成２５年

　　　　　　　３月３１日までの期間は、暫定的に取り扱うものとし、平成２５年度から２年の任期とする。

（理事会）

　　第７条　この会は理事をもって組織する理事会によって行う。

　　　　　２　理事会は、会長が招集し、その議長となる。

　　　　　３　理事会の議事は、出席者の過半数で決定し、可否同数の時は、議長

　　　　　　　の決するところによる。

（会計）

　　第８条　この会の運営は、会費、補助金及びその他の収入を以って充てる。

　　　　　２　会費は、1,000円/年とし、賛助会費は、10,000円/年とする。

　　　　３　この会の会計年度は、毎月４月１日に始まり、翌年３月３１日を以って終わる。

附則　　この会則は、平成25年2月22日から施行する。

　　　　この会則は、平成25年8月23日に改正し同日から施行する。